

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年1月18日

横浜市契約事務受任者  
教育次長 木村 奨

- 1 契約の概要  
ガス漏れ改修工事
- 2 履行（納品）場所  
横浜市鶴見区馬場3丁目5番地1号  
横浜市立東高等学校
- 3 契約日  
令和5年12月4日
- 4 履行日又は履行期間  
令和5年12月4日
- 5 契約金額  
108,900円
- 6 契約の相手方（名称及び所在）  
株式会社トーエル  
横浜市港北区高田西1-5-21
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由  
12月4日午前7時半頃にC棟2階食堂厨房のガス漏れ警報器が作動し、ガス供給会社の緊急点検によりフライヤー接続部からガス漏れしていることが判明した。生徒の昼食並びに授業等業務に多大な支障が生じたため、緊急契約での修繕を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由  
有資格者名簿の中から、事案が生じた時点ですみやかに対応が可能である業者を選定した。
- 9 所管課  
横浜市立東高等学校